

認知症本人大使「鹿児島県認知症応援大使」募集要項

1 趣旨

急速な高齢化の進展に伴い、認知症は誰もがなりうる身近なものとなっています。認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深めることが必要です。

認知症の人が、できないことを様々な工夫で補いつつ、できることを活かして希望や生きがいを持って暮らしている姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えられます。

そこで、県では、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても自分らしく前を向いて暮らしている姿等を積極的に発信する認知症本人大使「鹿児島県認知症応援大使」（以下、「大使」という）を募集します。

2 任期

委嘱日から2年間（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げません）

3 活動内容

県及び市町村等が行う普及啓発活動に、本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行う。なお、活動にあたっては、本人の意向や体調等に合わせ協議しながら、その時々にあった活動を柔軟に行う。

<県が依頼する認知症の普及啓発活動の例>

- ・ 県及び市町村が開催するイベント等への出演や講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演等
- ・ 県のホームページにおける大使の紹介（活動やメッセージなどの掲載）
- ・ 県及び市町村が行う認知症対応力向上のための研修等での講演や自らの体験の発信等
- ・ 認知症サポーター養成講座における自らの体験や希望、必要としていることの発信等
- ・ ピアサポート活動（認知症カフェ、本人ミーティング、医療機関や相談機関等での本人支援活動）
- ・ 認知症の人本人が制作した美術作品等のイベント等での展示や紹介
- ・ 県の認知症施策検討への参画
- ・ その他、知事が必要と認める活動 ほか

4 謝礼

- (1) 県が依頼する活動については、原則として県が別途定める規程による
- (2) (1) 以外については、依頼元の規程による

5 応募要件

次の要件を全て満たす方

- (1) 県内在住であること

- (2) 認知症の診断を受けていること（必要に応じて、主治医の診断書の提出を求める場合があります。）
- (3) 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携できること
- (4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・略歴・顔写真を公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではありません。）

6 応募方法

- (1) 応募用紙を「9 問合せ先・提出先」に郵送又は電子メールにて提出してください。なお、提出された応募用紙は返却しません。
- (2) 自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は必ず御本人の同意を得てください。
- (3) 応募期限：令和6年7月31日（水）午後5時（必着）

7 決定方法

提出していただいた書類を基に面談を行い、決定します。

面談の内容及び手順は非公開とします。

結果については御本人及び推薦者宛てに通知します。また、委嘱については、国や県ホームページ等により公表します。（選考結果等に関する問合せには応じません。）

8 募集時期・公表までのスケジュール

募集期間 令和6年6月27日（木）～令和6年7月31日（水）

審査 令和6年8月～9月

委嘱・公表 令和6年9月～10月

9 問合せ先・提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課認知症・生活支援係

TEL：099-286-2701

FAX：099-286-5554

MAIL：nintitaisaku@pref.kagoshima.lg.jp

※問合せは原則電子メールにてお願いします。